

青木バスターミナル貸店舗募集要綱

青木村の中心に位置し、多くの村民の移動拠点となる青木バスターミナル内の貸店舗の入居者を募集します。

1. 青木バスターミナル所在地

青木村大字田沢13-1

2. スケジュール

募集期間	～7月12日（金）	※提出書類必着
書類選考	7月16日（火）～7月17日（水）	
面接	7月18日（木）～7月24日（水）	
賃貸契約	7月25日（木）～7月31日（水）	
オープン	8月1日（木）以降	

※事前に店舗内部をご覧になりたい方はお申し出ください。

3. 提出書類

- (1) 青木バスターミナル貸店舗申請書
- (2) 別表 資金・利益計画表

書類は役場総務企画課でお受け取りいただくか、役場ホームページからダウンロード可能です。

4. 提出方法

- (1) 役場へ直接提出
- (2) 郵送による送付
(〒386-1601 青木村大字田沢111番地 青木村役場 総務企画課)
- (3) 電子メールによる送付 (E-mail : somu@vill.aoki.nagano.jp)

5. 求める方

- (1) 青木村の力になりたい方
- (2) 村民に集いの場を提供していただける方

6. お申込みいただける方

- 本人又は従事しようとする方が営業に伴い必要となる免許等を有している方。
または営業開始までに免許等を有する見込みであること。
(風俗営業及び騒音、臭気、危険物等公害を伴う業種を営業、従事している方を除く。)
- 内装工事費等、開店準備に必要な資金の調達が確実である方。
- 賃料、その他営業に必要な費用を確実に支払うことのできる方。
- 法人税及び市・県民税等、諸税を滞納していない方。
- 政治活動や宗教活動等を主たる目的としない者。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当しない方。

7. お申込みにあたって予めご了解いただく事項

- ご提出いただいた書類は一切返還いたしません。
- ご提出していただいた書類及び説明内容に虚偽があった場合は、お申込みを無効とします。
- 選考基準及び選考経過等は公開しないこととし、選考結果は、お申込みご本人にのみ通知します。
- 賃貸借契約締結後の内装工事は、すべて契約者の負担となります。
- 内装工事に伴い消防法等に基づく消防用設備を変更又は新設する場合は、直接、所轄消防署との協議を行い、許可を受けた上で、工事を行っていただきます。
- 店舗・事務所内に設置された消防用設備の保守・点検は、契約者の負担により実施していただきます。
- 店舗・事務所を退去する場合は、契約者の負担により原状に復していただきます(賃貸借契約に基づく協議により、利用可能な内装等を存置できる場合もありますが、内装等の買取請求権は放棄していただきます)。
- 賃料は市場動向に基づき定期的に見直すこととしており、必要が生じた場合に変更いたします。
- 店舗を契約者以外の方に、転賃、委託または権利譲渡、名義貸し等により使用させることはできません。
- お申込み内容に関わらず、お申込み時またはその後の協議において、お申込みご本人以外の第三者(やむを得ない事情を有する場合は除く)が介入した場合は、お申込みを無効とする場合があります。
- お申込み時またはその後の協議の際の言動において、資格要件を欠く恐れがあると公社が判断した場合は、お申込みを無効とする場合があります。

長野県小県郡青木村大字田沢111番地
青木村役場 総務企画課
電話・情報電話 49-0111